

仕 様 書 (案)

1 委託業務名

生物多様性保全活動実践企業支援業務

2 業務の背景・目的

環境省が策定している生物多様性国家戦略 2023-2030 では、その基本戦略において、企業に事業活動以外の保全活動等に貢献することが求められている。生物多様性に積極的に取り組む企業が増加することは、あいち生物多様性戦略 2030 の長期目標（2050年ビジョン）である「人と自然が共生するあいち」に大きく寄与するとともに、企業が県内各地域で保全活動に取り組む市民団体と協働することで、保全活動の活性化が期待される。

このため、新たに生物多様性の保全活動に取り組むことを検討している企業に対し、必要となる知識・経験を習得できる機会を創出する事を目的とした支援業務を実施する。業務の実施にあたっては、多くの企業に対し保全活動の開始を促すため、県内に本社もしくは事業所を有する企業から広く参加者を募集し、事業活動以外における保全活動の必要性や、参加企業の意向に沿った幅広い活動について学ぶ講座を開催する。

3 業務の概要

幅広いフィールドにおいて保全活動の開始を検討している企業を支援するため、基礎学習（座学）と現場見学による講座を実施する。下記のとおり場所、参加人数、講師、講座回数、講座内容を想定するが、具体的には提案内容を踏まえ、委託者と受託者の協議により決定する。なお、講座の開催にあたっては、開催地域毎の自然環境、産業構造等の地域特性を踏まえた内容（取組事例の紹介、現場見学の場所など）である事が望ましい。

場 所：（基礎学習）：交通の利便性が高い会議室（尾張、三河地域で各1か所）
（現場見学）：多くの企業が保全活動を開始するにあたり参考となる活動が行われているフィールドや、企業による保全活動の導入が求められているフィールド

参加人数：各回30人程度

講 師：有識者、保全活動実践者（企業及びNPOなどの保全団体）等

講座回数：延べ4回程度

（基礎学習と現場見学を各2回開催、基礎学習はオンライン併催）

なお、各回あたりの所要時間は半日～1日程度を想定し、企業が保全活

動の開始を検討するにあたり、十分な学習内容及び時間が確保されるよう留意すること。

講座内容：

基礎学習	<ul style="list-style-type: none"> ・保全活動を始めるための知識を幅広く取り扱う基礎的な内容、企業活動と生物多様性保全の関連性及び社会的背景、あいち生物多様性企業認証や自然共生サイトの解説 等 ・取組の進め方や計画・目標設定、社内合意形成の方法などを整理した導入的なプログラム ・有識者による基調講演 ・企業による生物多様性保全活動の取組事例の紹介 例：生育生息地の環境整備、NPO との協働による保全活動 等
現場見学	<ul style="list-style-type: none"> ・活動実践者（企業等）の取組発表 ・フィールド見学（最寄り駅等から貸切バス移動） 例：企業とNPO などの保全団体が協働、もしくは企業単独で活動している湿地・里山の見学 等

4 委託業務の内容

(1) 企画・実施計画作成

生物多様性の保全に向けて、以下の事項に係る企画とその実施計画を作成する。

- ア 事業活動以外における保全活動の必要性や、幅広い活動について学べる基礎学習講座、企業や市民団体等の活動実施場所等の現場見学講座に関する企画。
- イ 保全活動に関心を持っている県内に本社もしくは事業所を有する企業を対象とした参加者募集に関する企画。

(2) 実施準備業務

当該講座の実施に向けた以下の事項に係る準備業務を実施する。

- ア 講師及び会場の確保・連絡・調整、関係機関等との連絡・調整
- イ 会場設営・運営に必要な資機材の確保（オンライン環境含む）
- ウ 募集チラシのデザイン作成、印刷及びそれを用いた広報
以下のとおりチラシを作成して県に納品すること。

- ・A4 サイズ（カラー両面） 800 部以上

※環境に配慮した用紙やインクを使用すること。

- エ 配布資料等の作成
- オ 参加者の出欠確認、保険加入
- カ その他開催に必要な事項（実施計画に記載した事項の実施を含む）

※会場及び資機材の使用料、有識者の謝金、交通費等の支払いを含む。なお、大半の参加者の自動車使用が想定されるフィールドを見学先として設定す

る場合は、最寄り駅等から受託者手配による貸し切りバス等の利用を想定すること。

(3) 当日運営業務

- ア 会場設営・撤去
- イ 受付
- ウ 司会進行
- エ 記録写真撮影
- オ その他運営に必要な事項

(4) 実施結果取りまとめ

当該講座の企画内容や実施結果、成果等について取りまとめ、記録写真を含めた業務報告書（記録写真、アンケート結果の取りまとめ等）を作成し、報告書2部及び報告書の内容を記録した電子媒体1部を提出する。

(5) 打合せ協議

契約後、速やかに本業務の実施計画に係る打合せ協議を実施する。また、業務の遂行に必要な打合せ協議を4回以上実施する。

5 委託業務の実施にあたっての留意点

- (1) 本業務は、プロポーザル方式によるため、プロポーザルで提案した事項は、委託者の指示がない限り実行すること。
- (2) 受託者は、委託事業の開始から終了までの間、本事業を総括する責任者を1名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- (3) 受託者は、業務に先立ち事業実施計画及び実施体制計画、スケジュール等を作成し、委託者の承認を得て業務を実施すること。
- (4) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第21条から第28条に規定する権利をいう。以下同じ）を委託者に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- (5) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (6) 受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合には、速やかに提出すること。
- (7) 本業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、委託者、受託者協議の上、定めることとする。

6 成果品の提出

(1) 成果品

ア 業務報告書 2部

イ 業務報告書、記録写真及び関連データ等の電子データ（CD-RもしくはDVD-R） 1部

ウ 完了届 1部

(2) 提出場所

愛知県環境局環境政策部自然環境課